

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」の一部改正について

令和6年12月19日

「特定技能外国人受入れに関する運用要領」について、下記のとおり必要な改正を行いましたので、公表します。

記

赤字は修正部分

br>

通し番号	該当ページ (改正後)	改正箇所	現行	改正
1	P.16	第4章 第1節 (3)技能水準に関するもの 【留意事項】 ○2つ目	○ 技能試験は、国外で実施することを原則としていますが、国内試験も実施されます。	(削除)
2	P.16	第4章 第1節 (3)技能水準に関するもの 【留意事項】 ○5つ目	○ 「特定技能」に係る在留資格の変更については、その変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされますが、一般的な在留資格への変更の場合と同様に、申請人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して判断されます。 なお、原則として相当の理由があるとは認められないと判断される具体的な例は次のとおりです。 ・「退学・除籍留学生」(所属していた教育機関における在籍状況が良好でないことを理由とするものをいい、所定の課程を修了した者を含まない(在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留してい	○ 「特定技能」に係る在留資格の変更については、その変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、許可がされますが、一般的な在留資格への変更の場合と同様に、申請人の行おうとする活動、在留の状況、在留の必要性等を総合的に勘案して判断されます。 なお、原則として相当の理由があるとは認められないと判断される具体的な例は次のとおりです。 ・「留学」の在留資格を有する者で、所属していた教育機関における在籍状況が良好でないもの(在留資格「留学」に応じた活動を行わないで在留していたことにつき正当な理由がある場合を除く。)

